

築上町告示第161号

平成18年第2回築上町議会定例会を次のとおり招集する

平成18年6月7日

築上町長 新川 久三

- 1 期 日 平成18年6月15日
- 2 場 所 築上町議会議場

開会日に応招した議員

塩田 文男君	工藤 久司君
山中 正治君	金澤 久芳君
白石 隆則君	田村與四郎君
吉元 一也君	西畑イツミ君
小林 和政君	塩田 昌生君
繁永 隆治君	竹本 眞澄君
田村 兼光君	宮下 久雄君
丸山 年弘君	田原 親君
平野 力範君	高島 未吉君
成吉 暲奎君	辻上 浩君
武道 修司君	神下 忠君
中島 英夫君	岡田 信英君
川端 政廣君	信田 博見君
吉元 成一君	吉元 實君
有永 義正君	西口 周治君

6月19日に応招した議員

6月20日に応招した議員

6月21日に応招した議員

6月28日に応招した議員

応招しなかった議員

平成18年 第2回 築上町議会定例会会議録（第1日）

平成18年6月15日（木曜日）

議事日程（第1号）

平成18年6月15日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 議長の報告
- ・提出された案件等の報告
- 町長の報告
- ・報告第1号 平成17年度築上町繰越明許費繰越計算書の報告について
 - ・報告第2号 いしだサンコー株式会社の経営状況の報告について
 - ・報告第3号 東九州コミュニティ放送株式会社の経営状況の報告について
 - ・報告第4号 株式会社つきプロヴァンスの経営状況の報告について
- 日程第4 議案第84号 専決処分について（平成17年度築上町一般会計補正予算（第2号）について）
- 日程第5 議案第85号 専決処分について（平成17年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について）
- 日程第6 議案第86号 専決処分について（平成17年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計補正予算（第1号）について）
- 日程第7 議案第87号 専決処分について（平成17年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について）
- 日程第8 議案第88号 専決処分について（平成17年度築上町老人保健特別会計補正予算（第1号）について）
- 日程第9 議案第89号 専決処分について（平成17年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について）
- 日程第10 議案第90号 専決処分について（平成17年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について）
- 日程第11 議案第91号 専決処分について（平成18年度築上町一般会計補正予算（第1号）について）

- 日程第12 議案第92号 専決処分について（平成18年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について）
- 日程第13 議案第93号 専決処分について（平成18年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について）
- 日程第14 議案第94号 専決処分について（平成18年度築上町老人保健特別会計補正予算（第1号）について）
- 日程第15 議案第95号 専決処分について（築上町税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第16 議案第96号 専決処分について（築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第17 議案第97号 平成18年度築上町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第18 議案第98号 平成18年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第19 議案第99号 平成18年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第20 議案第100号 平成18年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第21 議案第101号 平成18年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第22 議案第102号 築上町まちづくり振興基金条例の制定について
- 日程第23 議案第103号 築上町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第104号 築上町非常勤水難救助隊員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第105号 築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第106号 築上町農業公園条例の全部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第107号 築上町森林とのふれあい施設条例の全部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第108号 築上町商工業研修センター条例の全部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第109号 築上町集落センター条例の全部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議案第110号 築上町学習等供用施設条例の全部を改正する条例制定について

- 日程第31 議案第111号 築上町集会所条例の制定について
- 日程第32 議案第112号 築上町文化会館（コマーレ）条例の全部を改正する条例の制定について
- 日程第33 議案第113号 築上町社会福祉センター条例の全部を改正する条例の制定について
- 日程第34 議案第114号 築上町地区集会所条例の制定について
- 日程第35 議案第115号 築上町FM放送施設条例の全部を改正する条例の制定について
- 日程第36 議案第116号 築上町椎田学習等供用施設条例の制定について
- 日程第37 議案第117号 築上町教育集会所条例の制定について
- 日程第38 議案第118号 築上町パークゴルフ場条例の制定について
- 日程第39 議案第119号 船迫窯跡公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第40 議案第120号 築上町有機液肥製造施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第41 議案第121号 築上町火葬場条例の制定について
- 日程第42 議案第122号 築上町介護予防拠点施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第43 議案第123号 築上町高齢者ボランティア育成施設条例の制定について
- 日程第44 議案第124号 築上町高齢者・若者活性化センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第45 議案第125号 築上町ふるさと公園広場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第46 議案第126号 築上町牧の原キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第47 議案第127号 築上町龍城院キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第48 議案第128号 築上町寒田生産物直売所条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第49 議案第129号 築上町農産物加工処理施設及び展示施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第50 議案第130号 築上町椎田駅前駐輪場等条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第51 議案第131号 築上町駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第52 議案第132号 築上町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第53 議案第133号 築上町漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第54 議案第134号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第55 議案第135号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第56 議案第136号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第57 議案第137号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第58 議案第138号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第59 議案第139号 公の施設に係る指定管理者の指定について

- 日程第60 議案第140号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第61 議案第141号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第62 議案第142号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第63 議案第143号 福岡県市町村災害共済基金組合を組織する市町村数の増減について
- 日程第64 議案第144号 京築広域市町村圏事務組合規約の変更について
- 日程第65 議案第145号 豊築地区障害程度区分認定審査会の共同設置について
- 日程第66 議案第146号 福岡県自治振興組合を組織する市町村数の増減について
- 日程第67 議案第147号 福岡県自治会館管理組合を組織する町村数の減少について
- 日程第68 議案第148号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第69 議案第149号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第70 議案第150号 築上町助役の選任について
- 日程第71 議案第151号 築上町収入役の選任について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
 - 議長の報告
 - ・提出された案件等の報告
 - 町長の報告
 - ・報告第 1 号 平成 1 7 年度築上町繰越明許費繰越計算書の報告について
 - ・報告第 2 号 いしだサンコー株式会社の経営状況の報告について
 - ・報告第 3 号 東九州コミュニティ放送株式会社の経営状況の報告について
 - ・報告第 4 号 株式会社つきプロヴァンスの経営状況の報告について
- 日程第 4 議案第84号 専決処分について（平成 1 7 年度築上町一般会計補正予算（第 2 号）について）
- 日程第 5 議案第85号 専決処分について（平成 1 7 年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）について）
- 日程第 6 議案第86号 専決処分について（平成 1 7 年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計補正予算（第 1 号）について）

- 日程第7 議案第87号 専決処分について（平成17年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について）
- 日程第8 議案第88号 専決処分について（平成17年度築上町老人保健特別会計補正予算（第1号）について）
- 日程第9 議案第89号 専決処分について（平成17年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について）
- 日程第10 議案第90号 専決処分について（平成17年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について）
- 日程第11 議案第91号 専決処分について（平成18年度築上町一般会計補正予算（第1号）について）
- 日程第12 議案第92号 専決処分について（平成18年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について）
- 日程第13 議案第93号 専決処分について（平成18年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について）
- 日程第14 議案第94号 専決処分について（平成18年度築上町老人保健特別会計補正予算（第1号）について）
- 日程第15 議案第95号 専決処分について（築上町税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第16 議案第96号 専決処分について（築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第17 議案第97号 平成18年度築上町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第18 議案第98号 平成18年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第19 議案第99号 平成18年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第20 議案第100号 平成18年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第21 議案第101号 平成18年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第22 議案第102号 築上町まちづくり振興基金条例の制定について
- 日程第23 議案第103号 築上町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第24 議案第104号 築上町非常勤水難救助隊員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第105号 築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第106号 築上町農業公園条例の全部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第107号 築上町森林とのふれあい施設条例の全部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第108号 築上町商工業研修センター条例の全部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第109号 築上町集落センター条例の全部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議案第110号 築上町学習等供用施設条例の全部を改正する条例制定について
- 日程第31 議案第111号 築上町集会所条例の制定について
- 日程第32 議案第112号 築上町文化会館（コマーレ）条例の全部を改正する条例の制定について
- 日程第33 議案第113号 築上町社会福祉センター条例の全部を改正する条例の制定について
- 日程第34 議案第114号 築上町地区集会所条例の制定について
- 日程第35 議案第115号 築上町FM放送施設条例の全部を改正する条例の制定について
- 日程第36 議案第116号 築上町椎田学習等供用施設条例の制定について
- 日程第37 議案第117号 築上町教育集会所条例の制定について
- 日程第38 議案第118号 築上町パークゴルフ場条例の制定について
- 日程第39 議案第119号 船迫窯跡公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第40 議案第120号 築上町有機液肥製造施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第41 議案第121号 築上町火葬場条例の制定について
- 日程第42 議案第122号 築上町介護予防拠点施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第43 議案第123号 築上町高齢者ボランティア育成施設条例の制定について
- 日程第44 議案第124号 築上町高齢者・若者活性化センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第45 議案第125号 築上町ふるさと公園広場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第46 議案第126号 築上町牧の原キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第47 議案第127号 築上町龍城院キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第48 議案第128号 築上町寒田生産物直売所条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第49 議案第129号 築上町農産物加工処理施設及び展示施設条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第50 議案第130号 築上町椎田駅前駐輪場等条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第51 議案第131号 築上町駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第52 議案第132号 築上町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第53 議案第133号 築上町漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第54 議案第134号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第55 議案第135号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第56 議案第136号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第57 議案第137号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第58 議案第138号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第59 議案第139号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第60 議案第140号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第61 議案第141号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第62 議案第142号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第63 議案第143号 福岡県市町村災害共済基金組合を組織する市町村数の増減について
- 日程第64 議案第144号 京築広域市町村圏事務組合規約の変更について
- 日程第65 議案第145号 豊築地区障害程度区分認定審査会の共同設置について
- 日程第66 議案第146号 福岡県自治振興組合を組織する市町村数の増減について
- 日程第67 議案第147号 福岡県自治会館管理組合を組織する町村数の減少について
- 日程第68 議案第148号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増加
及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第69 議案第149号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増加
及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第70 議案第150号 築上町助役の選任について
- 日程第71 議案第151号 築上町収入役の選任について

出席議員（30名）

- | | |
|------------|------------|
| 1番 塩田 文男君 | 2番 工藤 久司君 |
| 3番 山中 正治君 | 4番 金澤 久芳君 |
| 5番 白石 隆則君 | 6番 田村與四郎君 |
| 7番 吉元 一也君 | 8番 西畑イツミ君 |
| 9番 小林 和政君 | 10番 塩田 昌生君 |
| 11番 繁永 隆治君 | 12番 竹本 眞澄君 |

13番 田村 兼光君	14番 宮下 久雄君
15番 丸山 年弘君	16番 田原 親君
17番 平野 力範君	18番 高島 末吉君
19番 成吉 暲奎君	20番 辻上 浩君
21番 武道 修司君	22番 神下 忠君
23番 中島 英夫君	24番 岡田 信英君
25番 川端 政廣君	26番 信田 博見君
27番 吉元 成一君	28番 吉元 實君
29番 有永 義正君	30番 西口 周治君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 江本偉久雄君 主査 原口眞由美君

説明のため出席した者の職氏名

町長	新川 久三君	総務課長	中村 信雄君
教育長	神 宗紀君	秘書課長	西村 好文君
財政課長	田原基代孝君	企画課長	加来 篤君
地域振興課長	中野 誠一君	人権課長	吉田 一三君
住民課長	遠久 隆生君	税務課長	椎野 義寛君
健康福祉課長	吉留 久雄君	高齢者福祉課長	吉留 正敏君
産業課長	出口 秀人君	建設課長	内丸 好明君
上水道課長	中嶋 澄廣君	下水道課長	平岡 司君
会計課長	川崎 道雄君	農委事務局長	大田 隆君
教育委員会椎田事務所（課長）			松田 倫夫君
住民生活室長	落合 泰平君	管理課長	白川 義雄君
企業立地課長	竹本 正君	環境課長	後田 幸政君
学校教育課長	中村 一治君	生涯学習課長	神崎 一貴君
監査室長	吉留 康次君	審議官	片山 益朗君

審議官 安田 美鈴君 審議官 舟川 忠良君
審議官 小林 實君

午前10時00分開会

議長（田原 親君） いいね。ただいまの出席議員は30名です。定足数に達していますので、平成18年第2回築上町議会定例会を開会します。

これにつきまして行政報告、町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。町長。

町長（新川 久三君） おはようございます。議員の皆様には、本日第2回定例会を招集いたしましたところ、御参集を願ひまして大変御苦労さんでございます。ことしは梅雨入りして少しずつ雨が降って、田んぼの方も心配がないようでございます。

ここで、行政報告を少しさせていただきたいと思いますが、まず財政的な問題から少し報告をさせていただきます。非常に合併して少しは裕福になるかなということではございましたけれども、まだまだ合併の効果は出てきておりません。何分やはり人件費の節減が主というふうなことで、これは長期的に5年くらい、この人件費の節減は結果的にかかるであろうというふうなことで、非常に当初予算、骨格予算でございましたけれども、6月予算を組ませていただいております。こういう状況の中で、新しい事業はほぼ繰り延べをしていかなければいけない。特に、築城地区の一丁畑の町営住宅の建設事業、これについては少し予算の目鼻がつかないというようなことで、1年繰り延べをさせていただこうと、このように考えて計上を今回控えさせていただいております。

そしてまた、ほかの新規事業、これも投資的な大きい事業は今回はまだまだ総合計画との絡みもございますし、そういうことでまだこういう大きい事業については、計上を差し控えさせていただいておりますというのが現状でございます。

それと、国保会計、これが非常に危機的な状況でございます。合併のときに今までの赤字は解消して、ゼロからのスタートというふうなことで考えて、今までの両町の赤字分は一般会計で補うということで、ゼロからのスタートをするわけでございますけれども、このゼロからのスタートで最初から赤字を覚悟の予算はどうであろうかというふうなことで、やはり収支がプラスマイナスゼロでいくような国保会計を考えていかなければいけないというようなことで、この国保会計は3カ年は不均一課税でいくというふうなことで、椎田の給付等、それから税金も椎田の給付においてやる。築城は築城の給付に応じて税金を課税していくというふうなことで、両地区とも大幅な値上げをしていかなければいけないと。

このような特に築城地区については、椎田地区の約倍ぐらいの値上げをしていかなければとい

うことで、1世帯当たり平均5万円から6万円ぐらいの課税の増額になると、このような状況で、これも非常に国保の制度と、それから制度の変換と、それから徴収率、そしてあと医療の給付、これが関連しておるわけでございます。

これを3カ年で統一していこうというふうなことで、やはり何よりも健康対策が第一であるというようなことで、急遽これを実施するために現在保健婦と、それから管理栄養士、これの募集を思い立ちまして、現在募集中できのう締め切りました。そういうことで、来週日曜日にはこの試験を行って、何とかこの健康対策を重視した行政をやっていこうと、このように考えておる次第でございます。

次に、米軍の問題ですけれども、議員の皆さん方も非常にこの問題苦慮しておるところでございます。私も非常にこの問題苦慮しております。昨日、福岡防衛施設局長が来町いたしまして、どんなもんだらうかという打診に来たわけでございますけれども、ちょうどある新聞社の方もちょうど鉢合わせにして、何か後で私もコメントをいただきたいということでしたわけでございますけれども、いわゆるこの米軍の訓練移転、ずっと私も前から申ししておりましたけれども、平成10年に1市3町でこれは覚書を局と交わしておるわけで、この範囲の56日と、それから当時は4回ということございましてけれども、この4回を今回撤廃したいということで、この分は基本的には8回ぐらいになるであろうということで、これは明らかに訓練の対応等々からわかってきたわけでございますけれども、1タイプ、2タイプということからすれば、1タイプは1週間以内、2タイプは2週間以内ということで、これの1タイプというのが3日、4日という形で少し日数が少なくなれば、8回が10回ぐらいということも想定されますけれども、この範疇であれば、今までの覚書と変わりない。

そして、日米共同訓練ということで、基本的には太平洋上で訓練をやるというふうなことが今までと変わらないということが局の方から話っておりますので、この分については、テーブルについてもいいんじゃないだろうかというふうなことで考えて。

しかし、普天間の飛行場の廃止とともに、この普天間の非常時の訓練が、この築城と宮崎県の新田原基地に持ってこられると。これについては、断固として認めるわけにはいかないというふうな立場で防衛施設局の方とは話をしておるが、この分については8年後のことだというようなことで、今回は白紙撤回してほしいというようなことで、今話をしておるところでございますし、あすまた1市2町、行橋の八並市長、みやこ町の白石町長と3人で防衛施設局の方に話しに行く予定でございます。

そして、本議会終了後には、東京の防衛施設庁の方にできれば防衛庁長官、施設庁長官に面会しながら、いろんな話をしながらこの旨を伝えたいと、このように考えておるところでございます。

次に、東九州高速自動車道の件を少し報告させていただきますが、施行命令が民営化になって出たわけでございますけれども、工事事務局が中津市の方に設置がされました。この工事事務局からの説明が先週ございましたが、この中でこの築上町にかかわる工事というのは、まず築城インターの料金所は、これを今の料金所は廃止しますと。そして、築城のインター、まだこれ都市計画で決定しておりませんので、いろいろわかりませんが、インターの改良を行いますと。そして、現在の椎田インター、これについても同じく改良を行いますと。

この分については、都市計画の中で決定が県の方でされておるといようなことで、若干詳しく述べますと、今農協のライスセンターがございますが、その上に池がございます。そのあたりから路線をいわゆる料金所を1カ所にするといようなことで、上をまたいで行かなければいけないといことで、勾配の関係である程度長い距離の進入路が要るといようなことで、農協のライスセンターの上に池がございますが、その池の上ぐらいから少しずつ勾配をとりながら上に上っていこうと、このような計画がされておると。

そして、本線については石堂地区がございますが、石堂地区のちょうど山に入るところから南側の方に少しずつずらして本線をつくっていこうと。そして、現在の椎田バイパスの本線については、椎田南インターの取り付け口というふうな考え方で、ここにも料金所を1カ所つくるといことで、合計3カ所の料金所がこの築上町の中にできますとい、そういう説明でございます。

そして、工事期間はおおむね7年でやり上げますといようなことで、これがやはり民営化になった形のメリットですといようなことで説明がされておったわけでございます。

そして、当築上町におきましても、協力体制といことで、既に豊前土木事務所の方に1名県の協力と一緒に市町村も協力するといようなことで、築上町1名、豊前市1名、上毛町に1名といことで職員を派遣して、そしてそれぞれの自治体にも対策係といものを設置して、協力をしていこうといことで準備をして、現在もう既に事務を始めておるとこでございます。

次に、第三セクターの問題に少し触れさせていただきたいと思っておりますけれども、今第三セクターでは、築上町3つの第三セクターを基本的に抱え、出資が2分の1以上とい第三セクターでございますけれども、あとわずかな出資をしているものは、豊前の道の駅等々も出資しておりますが、特に3つ、2分の1以上出資しておるしいだサンコー株式会社、それから、東九州コミュニティ放送株式会社、それから築城にございますプロヴァンスといことで、物産館の管理会社といようなことでございますけれども、これは経営状況、今皆さん方のお手元にも経営状況の報告が地方自治法の規定の中でされておりますけれども、今後は民間活力導入といようなことで、今までFMの東九州コミュニティ放送株式会社、私が社長を兼ねておりましたが、先般の株主総会で民間の方の社長を登用して、経営からは町長は一切口を出さないと。

しかし、株主としてこの3つの第三セクターについては、いろいろ世話をやいてまいりますと

というようなことで、この築城のプロヴァンスの方も、株主制度、役員制度も変えていこうというふうな動きが現在出ております。今までは町長と農協の組合長と商工会長というふうな3人の取締役でございましたが、一応取締役を5名にふやしていこうと、このような動きが会社の中で出て、そしてほぼ民間から活用していこうと、このような考え方になってきておる。

そこで、築上町としては施設を提供しておるし、そして出資もしておるということで、出資者、株主としての管理監督はやっていこうと、このように考えておるところでございます。

それでは、本議会に提案しておる議案といたしましては、繰越明許費、それから先ほど申しました第三セクターの経営報告、そして議案といたしましては、専決処分報告が13件ございます。そして、通常の議案が53件、そして人事案件2件、助役、収入役の選任案件を提案させていただいておるところでございます。どうぞ皆さん方の御審議をよろしくお願い申し上げまして、ごあいさつと申し上げます。どうもありがとうございました。

議長（田原 親君） これで行政報告は終わりました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（田原 親君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、11番、繁永隆治議員、12番、竹本眞澄議員を指名します。

日程第2．会期の決定

議長（田原 親君） 会期の決定についてを議題とします。

議会運営委員長の報告を求めます。吉元成一委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（吉元 成一君） 議会運営委員会の報告をいたします。

6月12日、議会運営委員会を開会し、お手元に配付の日程案のとおり決定いたしました。

6月15日木曜日の本日は、本会議で議案の上程、6月16日から6月18日までを考案日とし、6月19日月曜日は、本会議で議案に対する質疑、委員会付託を行います。6月20日火曜日は、本会議で一般質問とし、6月21日水曜日は、一般質問の予備日といたします。なお、一般質問の予備日を使用しない場合は休会といたします。6月22日木曜日は、休会で文教常任委員会といたします。6月23日金曜日は、休会で厚生常任委員会といたします。6月24日と25日は土曜、日曜で休会といたします。26日月曜日は、休会で産業建設常任委員会を行います。6月27日火曜日は、休会で総務常任委員会といたします。なお、委員会審議については、

所管の議案審議、所管の事務質疑、所管外の議案に上程されています所管外の質疑とし、一般行政事務関連につきましては、皆さんも御存じのとおり、一般質問でお願いいたしたいと思ひます。委員会の審議につきましては、本会議終了後の全員協議会の中で詳しい説明をまた行いたいと思ひます。6月28日は、本会議で委員長報告、質疑、討論、そして採決です。なお、一般質問の受け付け締め切りは本日午後3時までといたします。

以上、会期は本日から6月28日までの14日間とすることが適当だと委員会で決定いたしましたので、報告いたします。

以上。

議長（田原 親君） はい、御苦勞でありました。議会運営委員長の報告を終わります。

お諮りします。本定例会の会期は、委員長の報告のとおり、本日15日から6月28日までの14日間と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月28日までの14日間に決定しました。

日程第3 . 諸般の報告

議長（田原 親君） 諸般の報告をいたします。

お手元に配付していますように、議案は第84号外54件であります。

また、例月出納検査報告は配付のとおり提出されていますので、報告いたします。

次に、町長からの報告事項は4件ありますので、報告していただきます。まず、報告第1号の平成17年度築上町繰越明許費繰越計算書の報告について、職員の朗読の後、町長の説明を求めます。総務課長。

総務課長（中村 信雄君） 報告第1号平成17年度築上町繰越明許費繰越計算書の報告について、平成17年度築上町繰越明許費繰越計算書を地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により別紙のとおり報告する。平成18年6月15日提出、築上町長新川久三。

議長（田原 親君） 町長。

町長（新川 久三君） 報告1号でございますけれども、これは17年度の築上町の繰越明許費繰越計算書ということで、さきの3月議会で繰り越しをいたしますということで承認をいただいておりますが、これの計算書が完成いたしましたので、別紙のとおり報告するわけでございます。

なお、主な事業は庁舎駐車場の整備事業と、外9事業でございます。総額は6億7,507万

6,000円というようなことでございます。その内訳は、一般会計が5億3,270万1,000円、それから、農業集落排水事業の特別会計、これが1億4,237万5,000円を平成18年度に繰り越すということで確定いたしましたので、御報告を申し上げます。

議長（田原 親君） 次に、報告第2号のしいだサンコー株式会社の経営状況の報告について、職員の朗読の後、町長の説明を願います。総務課長。

総務課長（中村 信雄君） 報告第2号しいだサンコー株式会社の経営状況の報告について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告する。平成18年6月15日提出、築上町長新川久三。

議長（田原 親君） 町長。

町長（新川 久三君） 報告第2号は、しいだサンコー株式会社の経営状況の報告についてでございますが、これは貸借対照表、それから損益計算書に掲載をしているとおりでございますが、当期末処分利益が、当期末の利益が66万9,626円ということで、あと税引きをすれば前期の繰越し利益が52万6,799円というような形になっておるわけでございます。

以上、サンコーの経営状況の報告を地方自治法の規定により報告申し上げました。

議長（田原 親君） 次に、報告第3号の北九州コミュニティー放送株式会社の経営状況の報告について、職員の朗読の後、町長の説明を求めます。総務課長。

総務課長（中村 信雄君） 報告第3号東九州コミュニティー放送株式会社の経営状況の報告について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により別紙のとおり報告する。平成18年6月15日提出、築上町長新川久三。

議長（田原 親君） 町長。

町長（新川 久三君） 報告第3号は、東九州コミュニティー放送株式の経理の報告でございますけれども、これも純利益が13万4,940円と。前期の繰越し利益とあわせて122万4,836円が最終的な処分利益、当期末の処分利益になっておるわけでございます。

以上、地方自治法の規定に基づきまして報告をいたします。

議長（田原 親君） それでは、最後に報告第4号の株式会社つきプロヴァンスの経営状況の報告について、職員の朗読の後、町長の説明を求めます。総務課長。

総務課長（中村 信雄君） 報告第4号株式会社つきプロヴァンスの経営状況の報告について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告する。平成18年6月15日提出、築上町長新川久三。

議長（田原 親君） 町長。

町長（新川 久三君） 株式会社つきプロヴァンスの経営状況の報告でございますが、これはこの会社は利益が上がっておりません。当期末の処理損失が570万1,888円というふうな

ことでございます。特に、この赤字分については、開店の経費が相当含まれておるといようなことで、開店のときのイベント経費、こういうものが含まれておるといことで、これを取り除けば若干赤字が減少するわけでございます。

そして、なお現在では、収支で大体100万円ほど黒字が出ておると、月にですね、1カ月ということが報告私の方に来ております。こういう形の中で、すべての管理をすれば、まだまだもう少し利益を出してもらわなければ、中の維持管理ができないというふうに考えられるわけでございますので、これも株主として何とか意見を注文をつけながら、黒字になるような報告書を出していただきたいと、このように考えております。

議長（田原 親君） 以上で報告を終わります。

これより議事に入ります。

お諮りします。本日の定例会で提案されています日程第4、議案第84号の専決処分について（平成17年度築上町一般会計補正予算（第2号）について）から、日程第16の議案第96号専決処分について（築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）までは、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し、本日即決することにいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第84号から議案第96号までは委員会付託を省略し、本日即決することに決定しました。

日程第4・議案第84号

議長（田原 親君） 日程第4、議案第84号専決処分について（平成17年度築上町一般会計補正予算（第2号）について）を議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（田原基代孝君） 議案第84号専決処分について（平成17年度築上町一般会計補正予算（第2号）について）、平成18年3月28日付で専決処分したので報告し、承認を求める。平成18年6月15日、築上町長新川久三。

議長（田原 親君） 町長。

町長（新川 久三君） 議案第84号は、平成17年度の築上町一般会計補正予算（第2号）の専決処分でございます。

本議案は、最終的に3月31日でまとめをするわけでございますけれども、歳入の内容等々は、これは預金利子、それから定期預金の解約というようなことで、それから、椎田町、築城町の共立衛生施設組合の財政調整基金を廃止したその受け入れ等でございます。

歳出につきましては、あと財源調整ということで予備費に主にもっていっておると、こういうふうなことで、あとは歳入に伴う基金の積立金の増額、特別会計繰出金が、これはちょっと余りましたんで、減額をしてこれを積み立てていったと、こういう状況でございます。よろしくお願い申し上げます。

議長（田原 親君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑の方ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 反対意見がありませんので、これより議案第84号について採決を行います。議案第84号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第84号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第5・議案第85号

議長（田原 親君） 日程第5、議案第85号専決処分について（平成17年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について）を議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（田原基代孝君） 議案第85号専決処分について（平成17年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について）、平成18年3月28日付で専決処分したので報告し、承認を求める。平成18年6月15日提出、築上町長新川久三。

議長（田原 親君） 町長。

町長（新川 久三君） 議案第85号は、これは17年度の築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）でございますけれども、これも3月28日付で専決処分をさせていただきまして、最終的な予算調整をしたということで、内容は歳入歳出予算の総額は変更ございません。雑入として1,962万8,000円を、これは旧町の余剰金を受け入れたと。そして、貸付金の元利収入を1,962万8,000円減額したというふうなことで、中身の金額の変動はございませんけど、中身の修正をさせていただいたところでございます。よろしくお願い申し上げます。

議長（田原 親君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑の方ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これより議案第 85 号について採決を行います。議案第 85 号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第 85 号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第 6 . 議案第 86 号

議長（田原 親君） 日程第 6、議案第 86 号専決処分について（平成 17 年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計補正予算（第 1 号）について）を議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。田原財政課長。

財政課長（田原基代孝君） 議案第 86 号専決処分について（平成 17 年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計補正予算（第 1 号）について）、平成 18 年 3 月 28 日付で専決処分したので報告し、承認を求め。平成 18 年 6 月 15 日提出、築上町長新川久三。

議長（田原 親君） 町長。

町長（新川 久三君） 議案第 86 号は、17 年度の築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計補正予算（第 1 号）の専決処分でございますけれども、本予算は総額が 537 万 5,000 円に歳入歳出それぞれ 264 万 4,000 円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を 801 万 9,000 円と定めるものでございます。

内容は、雑入として 264 万 4,000 円を増額し、これは旧町の余剰金の受け入れでございます。そして、同額を一般会計繰出金を増額いたすものでございます。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議長（田原 親君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑の方ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方、ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第 8 6 号について採決を行います。議案第 8 6 号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第 8 6 号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第 7 . 議案第 8 7 号

議長（田原 親君） 日程第 7、議案第 8 7 号専決処分について（平成 1 7 年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について）を議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（田原基代孝君） 議案第 8 7 号専決処分について（平成 1 7 年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について）、平成 1 8 年 3 月 2 8 日付で専決処分したので報告し、承認を求める。平成 1 8 年 6 月 1 5 日提出、築上町長新川久三。

議長（田原 親君） 町長。

町長（新川 久三君） 議案第 8 7 号、この分も専決処分でございますけど、平成 1 7 年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）でございます。

本予算は、既定の歳入歳出予算の総額が 1 0 億 9 , 3 0 1 万 2 , 0 0 0 円でございますが、これに 5 , 9 8 2 万 4 , 0 0 0 円を増額し、歳入歳出予算の総額を 1 1 億 5 , 2 8 3 万 6 , 0 0 0 円と定めるものでございます。これも前、現すべての議案と同様、旧町の余剰金の受け入れをしたものでございまして、これを同額を療養給付費に増額をするものでございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（田原 親君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑の方ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方、ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第 8 7 号について採決を行います。議案第 8 7 号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第 87 号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第 8 . 議案第 88 号

議長（田原 親君） 日程第 8、議案第 88 号専決処分について（平成 17 年度築上町老人保健特別会計補正予算（第 1 号）について）を議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（田原基代孝君） 議案第 88 号専決処分について（平成 17 年度築上町老人保健特別会計補正予算（第 1 号）について）、平成 18 年 3 月 28 日付で専決処分したので報告し、承認を求めます。平成 18 年 6 月 15 日提出、築上町長新川久三。

議長（田原 親君） 町長。

町長（新川 久三君） 議案第 88 号も前議案同様、旧町の余剰金の受け入れ金として 178 万 1,000 円を受け入れて、これを医療給付費に回したものでございます。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議長（田原 親君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑の方ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第 88 号について採決を行います。議案第 88 号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第 88 号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第 9 . 議案第 89 号

議長（田原 親君） 日程第 9、議案第 89 号専決処分について（平成 17 年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について）を議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（田原基代孝君） 議案第 89 号専決処分について（平成 17 年度築上町特定環境保全

公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について）、平成18年3月28日付で専決処分したので報告し、承認を求め。平成18年6月15日提出、築上町長新川久三。

議長（田原 親君） 町長。

町長（新川 久三君） 議案第89号も、先ほどの専決処分と同様な専決処分でございます、これは築城の下水道の事業の特別会計でございますけれども、旧町の余剰金の受け入れが7,091万7,000円あります。これを一般会計の繰入金に充てて減らすものでございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（田原 親君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑の方ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方、ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第89号について採決を行います。議案第89号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第89号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第10．議案第90号

議長（田原 親君） 日程第10、議案第90号専決処分について（平成17年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について）を議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（田原基代孝君） 議案第90号専決処分について（平成17年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について）、平成18年3月28日付で専決処分したので報告し、承認を求め。平成18年6月15日提出。

議長（田原 親君） 町長。

町長（新川 久三君） 議案第90号も、前議案と同様でございます。旧町の余剰金293万円を増額いたしまして、一般会計からの繰入金を293万減らしたものでございます。よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（田原 親君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑の方ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第90号について採決を行います。議案第90号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第90号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第11、議案第91号

議長（田原 親君） 日程第11、議案第91号専決処分について（平成18年度築上町一般会計補正予算（第1号）について）を議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（田原基代孝君） 議案第91号専決処分について（平成18年度築上町一般会計補正予算（第1号）について）、平成18年5月25日付で専決処分したので報告し、承認を求める。平成18年6月15日提出。築上町長新川久三。

議長（田原 親君） 町長。

町長（新川 久三君） 議案第91号は、平成18年度築上町一般会計補正予算の第1号を専決処分をさせていただきました。

既定の歳入歳出予算の総額が82億1,100万でございます。これに2,004万6,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を82億3,104万6,000円と定めるものでございます。

内容は、これは学校給食をすべて自校炊飯方式ということで、米飯をする経費でございますが、築城中学校の米飯をするに当たりましては、施設の改装が必要になってまいります。そこで、一応本議会の予算提案では、非常に難しいと、改装が難しいということで、この分だけ専決処分を2,004万6,000円増額するというので、そうしないと議会終了後では、先ほど申しましたとおり、工期に間に合わないと、夏休みの間に一応そのための準備を今からしておかなければいけないということで、専決処分の日から準備をさせていただいておるところでございます。

この財源は、特別交付税を充てさせていただいております。よろしく御審議のほどお願いを申

し上げます。

議長（田原 親君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑の方、西畑議員。

議員（8番 西畑イツミ君） 築城中学校の米飯給食に関する改修工事だと思うんですけど、この改修されるときに、現場で働いている調理員さんの意見を十分聞いていただきたいんですよ。椎田中学校の場合、やはり十分聞いていただいたんですけど、不都合なところが後から多々出てきましたので、そういうことのないように事前にきちんと話し合いをしていただきたいと思います。町長、どうのお考えでしょうか。

議長（田原 親君） 町長。

町長（新川 久三君） 設計をしながら、そしてまた皆さんの意見もそりゃ当然聞き入れながら、働きやすいような形では一応施設をつくっていかねけりゃと思っておりますので、それは設計の段階で意見は聞いてまいります。

議員（8番 西畑イツミ君） わかりました。

議長（田原 親君） いいですか。はい。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第91号について採決を行います。議案第91号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第91号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第12．議案第92号

議長（田原 親君） 日程第12、議案第92号専決処分について（平成18年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について）を議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（田原基代孝君） 議案第92号専決処分について（平成18年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について）、平成18年5月30日付で専決処分したので報告し、承認を求め。平成18年6月15日提出、築上町長新川久三。

議長（田原 親君） 町長。

町長（新川 久三君） 議案第92号は、これは平成18年度の築上町住宅新築資金等貸付事業

特別会計補正予算（第1号）でございます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に3億5,510万円を追加し、これを4億1,268万4,000円と定めるものでございます。

補正の内容は、これは17年度の決算で決算見込みの中で約3億5,510万円の歳入欠陥が見込まれます。これを18年度の歳入から充てようということで、繰上充用するものでございます。

なお、この会計については、赤字の主の中に回収率が非常に悪うございます。現年度分が約12.44%、滞納繰越分で1.26%と、非常に財政運営に支障を来しておるところでございますが、今後も貸付金の回収については努力をいたしてまいると、こういうことで考えておりますので、そしてまた法的措置を検討するとともに、国県への償還推進助成等の採択要望等も行いながら、何とか会計が赤字が少なくなるような方向で対処してまいりたいと、このように考えておりますので、どうぞ御承認のほどをよろしくお願い申し上げたいと思います。

議長（田原 親君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑の方ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方、ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第92号について採決を行います。議案第92号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第92号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第13・議案第93号

議長（田原 親君） 日程第13、議案第93号専決処分について（平成18年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について）を議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（田原基代孝君） 議案第93号専決処分について（平成18年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について）、平成18年5月30日付で専決処分したので報告し、承認を求め。平成18年6月15日提出、築上町長新川久三。

議長（田原 親君） 町長。

町長（新川 久三君） 議案第93号は、18年度の築上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございます。

本予算は、既定の歳入歳出予算の総額を23億4,539万5,000円に8,300万円を増額し、歳入歳出の総額を24億2,839万5,000円と定めるものでございます。

補正の主なものは、平成17年度の築上町国民健康保険特別会計の決算見込みで8,300万円の赤字が見込まれます。この赤字を繰上充用により補てんしたものでございます。

なお、合併協議の中で、この17年度までの健康保険の赤字は、この分をゼロにして一般会計で補いながらということで、9月の時点で決算が確定した時点で、この分については一般会計から補てんをし、18年度の国民健康保険はゼロからのスタートという形でするように合併協議の中で協議整っておりますので、そのような方向で実施をしております。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（田原 親君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑の方ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第93号について採決を行います。議案第93号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第93号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第14 . 議案第94号

議長（田原 親君） 日程第14、議案第94号専決処分について（平成18年度築上町老人保健特別会計補正予算（第1号））についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（田原基代孝君） 議案第94号専決処分について（平成18年度築上町老人保健特別会計補正予算（第1号））について、平成18年5月30日付で専決処分したので報告し、承認を求めます。平成18年6月15日提出、築上町長新川久三。

議長（田原 親君） 町長。

町長（新川 久三君） 議案第94号は、18年度の築上町老人保健特別会計補正予算（第1号）でございますが、本予算の既定の総額は24億49万5,000円でございます。これに2,300万円を増額し、歳入歳出の総額を24億2,349万5,000円と定めるものでございます。

補正の主なものは、17年度の築上町の老人保健特別会計の決算見込みで2,300万円ほど赤字が見込まれます。この赤字を繰り上げ充用により補てんするものでございます。

この赤字については、国、県から負担金の交付額が医療費に対して少なかったためでございますし、この赤字額については、18年度の国、県の交付金で精算がされるというふうなことでございます。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議長（田原 親君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑の方ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第94号について採決を行います。議案第94号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第94号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第15 議案第95号

議長（田原 親君） 日程第15、議案第95号専決処分について（築上町税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。中村課長。

総務課長（中村 信雄君） 議案第95号専決処分について（築上町税条例の一部を改正する条例の制定について）、平成18年3月31日付で専決処分したので報告し、承認を求め。平成18年6月15日提出、築上町長新川久三。

議長（田原 親君） 町長。

町長（新川 久三君） 議案第95号は、税条例の一部を改正する条例の専決処分でございます。

この条例は、地方税法の改正がございまして、この地方税法に基づいて専決処分をさせていただきました。これはあと中身については、いろんな形で税法改正ということでございますが、法人税割等々の改正、それから個人の何ていいましたですかね、控除額の改正等々がっております。そういうことで、これは国の法律の改正に基づいて町の条例を改正されたものでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（田原 親君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑の方、西畑議員。

議員（8番 西畑イツミ君） この築上町税条例の一部を改正する条例の件ですが、町民から税金が大幅にふえたというような苦情の問い合わせはなかったかどうか、お尋ねいたします。

議長（田原 親君） 担当課長。税務課長。

税務課長（椎野 義寛君） 税務課の椎野でございます。苦情につきましては、まだ固定資産、令書については固定資産の分しか発送しておりません。それで、町県民税は今月発送しますが、今回の改正につきましては、国の三位一体の改革でもって財源を必要という形の部分で、個人の税負担については変わらないという形の部分で、税率の見直しが行われた分で、町民税あるいは県民税については、若干上がっているという形にはなっていると思っておりますが、所得税についてはその分減額するというところで、納税者個人については税額の変更はないというふうに考えております。

議長（田原 親君） いい、西畑議員。西畑議員。

議員（8番 西畑イツミ君） すいません。まだ納付書が通知されていないこと自体頭の中に入れてなくて、大変申しわけなかったと思うんですけど、町県民税が若干上がるということであれば、やはりこれは税金の負担、町民の負担がふえるっっちゃうことになると思うんですけど、これはまた次の機会で質問したいと思います。どうもありがとう。

議長（田原 親君） いいですか。

議員（8番 西畑イツミ君） はい。

議長（田原 親君） はい。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第95号について採決を行います。議案第95号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第 9 5 号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第 1 6 . 議案第 9 6 号

議長（田原 親君） 日程 1 6、議案第 9 6 号専決処分について（築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（中村 信雄君） 議案第 9 6 号専決処分について（築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）、平成 1 8 年 3 月 3 1 日付で専決処分したので報告し、承認を求める。平成 1 8 年 6 月 1 5 日提出、築上町長新川久三。

議長（田原 親君） 町長。

町長（新川 久三君） 議案第 9 6 号も、これは専決処分、これはやはり地方税法の改正に伴ったものでございます。地方税法の改正が、これは 3 月 3 1 日ですか、国会で決定いたしまして、これに基づいて国民健康保険税条例も改正をしなければいけないということで、3 月 3 1 日付で専決処分をさせていただいたところでございます。よろしく審議のほどをお願い申し上げます。

議長（田原 親君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑の方ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方、はい、反対意見。

議員（8 番 西畑イツミ君） 反対意見。

議長（田原 親君） 西畑議員。

議員（8 番 西畑イツミ君） 国がこの決定したとはいえ、町民には負担増になることでもありますので、反対いたします。また、介護保険料との同時徴収も住民に重たい負担となりますので、この議案については反対いたします。

議長（田原 親君） ここで反対意見がありますので、賛成意見の方。信田議員。

議員（2 6 番 信田 博見君） 国が決めたことでございます。（笑声）反対する理由がありませんので、賛成でございます。

議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第 9 6 号について採決を行います。議案第 9 6 号は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（田原 親君） 起立多数です。よって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

日程第17．議案第97号

日程第18．議案第98号

日程第19．議案第99号

日程第20．議案第100号

日程第21．議案第101号

議長（田原 親君） お諮りします。日程第17、議案第97号平成18年度築上町一般会計補正予算（第2号）についてから、日程第21、議案第101号の平成18年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてまでを一括上程したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第97号から議案第101号までを一括上程することに決定しました。

日程第17、議案第97号平成18年度築上町一般会計補正予算（第2号）についてから、日程第21、議案第101号の平成18年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてまでを一括議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（田原基代孝君） 議案第97号平成18年度築上町一般会計補正予算（第2号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成18年度築上町一般会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出する。平成18年6月15日、築上町長新川久三。

議案第98号平成18年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成18年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出する。平成18年6月15日、築上町長新川久三。

議案第99号平成18年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成18年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。平成18年6月15日、築上町長新川久三。

議案第100号平成18年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成18年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。平成18年6月15日提出、築上町長新川久三。

議案第101号平成18年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成18年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を別紙のとおり提出する。平成18年6月15日、築上町長新川久三。

議長(田原 親君) 町長。

町長(新川 久三君) 議案第97号は、平成18年度築上町一般会計補正予算(第2号)でございます。本予算は、既定の歳入歳出予算の総額が82億3,104万6,000円でしたが、これに13億7,487万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を96億592万4,000円とするものでございます。

当初予算では、これは骨格予算というふうなことで組んでおりました。そして、先ほど専決処分補正の第1号中学校の給食の関係は、専決処分でさせていただきましたけれども、本予算案は各種施策、新規事業がほとんどございません。やはり合併しても何分厳しい財政事情というふうなことで、大型な新規事業がございませんが、ただし皆さん方の足を確保するというふうなことで、町内の巡回バス事業費、これが1,661万4,000円、特にこれは巡回バスを太陽交通の方に委託をしていこうという考え方でございます。

それから、まちづくり推進交付金事業、これは従前椎田町の方で自治会に交付金制度がございましたが、これを築城町の方でも自治会の中の制度、規約、それから役員等々の制度が拡充、ぴしゃっと確定いたしまして、自治会認定証が町の方に出てきております。こういう形の中で、築城の方でもこの交付金事業を実施しようというふうなことで、3,381万5,000円を計上させていただきます。

それから、企業誘致の適地整備事業というふうなことで、道路改良の調査費、これは椎田干拓の中の道路を改良していこうというふうなことで、1,356万2,000円ほど計上させていただきます。

それから、合併した特例債というふうなことで、この特例債の積立金、これについてはいち早くこの特例債を借りて積み立てておこうと。この特例債は、10年間手をつけられないというふうなことで、6億円ほど今年度この特例債を借りて積み立てようというふうなことで、計上をさせていただきます。

あとは防衛施設庁の周辺整備の調整交付金事業等が、これが約2億円、それから築城海洋センターのアスベストがまだこの除去されていないというようなことで、このアスベストの除去復旧事業費を計上させていただく。

あと歳入の主なものは、地方交付税と、それから市町村合併推進特例交付金というのがございますが、これが約4,690万ほど計上させていただく。

それから、あと先ほど申しました特定防衛施設周辺整備調整交付金事業、これが1億8,600万

追加計上させていただいております。

そして、あと繰越金も3億ほど計上させていただいております。

なお、財政状況非常に厳しい折でございますし、精査をしながら新しい事業については一応検討して、そしてまた総合計画を委員さんを任命いたしましたので、の総合計画で10年間のほぼ町づくりを計画していこうと考えておりますので、この総合計画は完成してから本格的な町づくり事業は実施していこうと、このように考えておるところでございます。よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

次は、議案第98号でございますけれども、これは築上町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)でございます。第1号は繰り上げ償還をさせていただいた専決処分でございますけれども、本予算は、これは今年度の国民健康保険の全体的なものを先ほどの国保運営審議会に諮問をして諮り、予算計上させていただいておりますし、非常に国保の財政厳しいというふうなことでございます。

こういう形の中で国保も医療給付費が伸び、それから介護保険も非常に給付が伸びておるというふうなことで、保険税の増額、歳入の主なものには保険税の増額が1億3,858万5,000円増額させてもらわなければいけないというふうなことでございます。

それから、歳出の主なものは、やはり保険給付費が1億5,600万ほど増額補正、それから老人保健の医療費の拠出金、これが800万、介護保険の納付金981万、これらについては減額補正になっております。そういうことで、非常に医療保険給付費が伸びておるというふうなことで、大幅なこの予算の増加をしていかなければいけないということで、この18年度はゼロからのスタートというふうなことでございます。

そういうことで、当初から赤字財政をするわけにはいけないというふうな考え方から、要るだけを組みさせていただくということで、この予算を構成させていただいております。よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

次に、議案第99号、これは18年度築上町特定環境保全公共下水道事業の特別会計、これは築城地区の下水道の事業でございますけれども、歳入歳出をそれぞれ1,110万円減額をして組まさせていただきます。歳入歳出予算の総額は3億8,529万4,000円となっております。

この主なものは、人事異動によって職員を減員したというふうなことで、減らさせていただいております。

次に、議案第100号は平成18年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)でございますが、これは農業集落排水事業旧椎田地区で実施しておりますが、本予算は歳入歳出それぞれ389万5,000円を追加いたしまして、予算の総額を1億7,746万9,000円と定めるものでございます。

この増額は、水洗便所等の改造助成金ということで、それとあと人事異動等といろんな要因がございますが、新たにこれは築城地区で既に水洗便所等の改良助成金を築城でこれは供用開始をしたとき、その年度であれば3万円の助成をするというふうなことで、1年おくれるたびに助成金が減っておりますけれども、椎田でも同じ形でこの助成金を築城にならって出していこうというふうなことで、この分を組まさせていただきますとここでございます。よろしく御審議のほどをお願い申し上げたいと思います。

それから、次の議案第101号は、築上町簡易水道特別会計の補正予算でございますけれども、これは既定の歳入歳出予算の総額に1,407万5,000円を増額いたしまして、1億3,384万1,000円とするものでございます。

補正の主なものは、4月の人事異動に伴う人件費の増額ということで、逆にこっちの方は1,136万円ふえております。それから、県道の寒田下別府線の道路改良の横断暗渠の改修工事、水道布設管等々の工事ということで組まさせていただきますところでございます。よろしく御審議の上、御採択をいただきますようお願い申し上げます。

議長（田原 親君） これで一括上程の提案理由の説明を終わります。

日程第22．議案第102号

議長（田原 親君） 日程第22、議案第102号築上町まちづくり振興基金条例の制定についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（中村 信雄君） 議案第102号築上町まちづくり振興基金条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。平成18年6月15日、築上町長新川久三。

議長（田原 親君） 町長。

町長（新川 久三君） 議案第102号は、築上町のまちづくり振興基金条例の制定でございますが、これは合併によって特例債等がいただけます。これを積み立てるための条例でございます。よろしく御審議の上、御採択をいただきたいと思います。

議長（田原 親君） これで提案理由の説明を終わります。

日程第23．議案第103号

議長（田原 親君） 日程第23、議案第103号築上町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。中村総務課長。

総務課長（中村 信雄君） 議案第103号築上町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関

する条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。平成18年6月15日、築上町長新川久三。

議長（田原 親君） 町長。

町長（新川 久三君） 議案第103号は、築上町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定でございますが、本案は消防団員等公務災害補償等の責任共済等に関する法律がございますが、この法律の施行令が改正されました。これに基づいて本条例を改正する必要があると、よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

議長（田原 親君） これで提案理由の説明を終わります。

日程第24．議案第104号

議長（田原 親君） 日程第24、議案第104号築上町非常勤水難救助隊員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。中村総務課長。

総務課長（中村 信雄君） 議案第104号築上町非常勤水難救助隊員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。平成18年6月15日、築上町長新川久三。

議長（田原 親君） 町長。

町長（新川 久三君） 議案第104号も前議案と同様、これは築上町非常勤水難救助隊員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例でございます。よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

議長（田原 親君） これで提案理由の説明を終わります。

日程第25．議案第105号

議長（田原 親君） 日程第25、議案第105号築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。中村課長。

総務課長（中村 信雄君） 議案第105号築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。平成18年6月15日、築上町長新川久三。

議長（田原 親君） 町長。

町長（新川 久三君） 議案第105号は、築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございますが、本条例は国保の運営に関する形で税条例ということで、これを加入者の皆さんか

ら負担していただく税金を決めるための条例でございます。

療養給付費が8%上昇しております。そしてまた、高額療養費も8%ということで、非常に医療費の値上がりが続いております。国保財政も、これは非常に今緊迫財政というふうな形で、非常に赤字が続いておりますし、旧椎田、旧築城というふうなことで、1億を超えるような赤字が想定されておりましたが、大体1億程度になりそうでございます。

このような形の中で、先ほども関連議案の中で申しましたが、今年度から国保の運営をゼロからのスタートというふうなことに考えまして、この税率で今年度国民健康保険の税を掛けさせていただこうというふうなことで、これも国保運営審議会の方にお諮りをいたしまして、御承認といたしますか、答申をいただいております。よろしく御審議の上、御承認をいただきますようお願い申し上げます。

議長（田原 親君） これで提案理由の説明を終わります。

日程第26．議案第106号

日程第27．議案第107号

日程第28．議案第108号

日程第29．議案第109号

日程第30．議案第110号

日程第31．議案第111号

日程第32．議案第112号

日程第33．議案第113号

日程第34．議案第114号

日程第35．議案第115号

日程第36．議案第116号

日程第37．議案第117号

日程第38．議案第118号

日程第39．議案第119号

日程第40．議案第120号

日程第41．議案第121号

日程第42．議案第122号

日程第43．議案第123号

日程第44．議案第124号

日程第45．議案第125号

日程第46．議案第126号

日程第47．議案第127号

日程第48．議案第128号

日程第49．議案第129号

日程第50．議案第130号

日程第51．議案第131号

日程第52．議案第132号

日程第53．議案第133号

議長（田原 親君） お諮りします。日程第26、議案第106号の築上町農業公園条例の全部を改正する条例の制定についてから、日程第53、議案第133号の築上町漁港管理条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括上程したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第106号から議案第133号までを一括上程することに決定しました。

日程第26、議案第106号の築上町農業公園条例の全部を改正する条例の制定についてから、日程第53、議案第133号の築上町漁港管理条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。中村総務課長。

総務課長（中村 信雄君） 議案第106号築上町農業公園条例の全部を改正する条例の制定について、議案第107号、築上町森林とのふれあい施設条例の全部を改正する条例の制定について、議案第108号築上町商工業研修センター条例の全部を改正する条例の制定について、議案第109号築上町集落センター条例の全部を改正する条例の制定について、議案第110号築上町学習等供用施設条例の全部を改正する条例制定について、議案第111号築上町集会所条例の制定について、議案第112号築上町文化会館（コマーレ）条例の全部を改正する条例の制定について、議案第113号築上町社会福祉センター条例の全部を改正する条例の制定について、議案第114号築上町地区集会所条例の制定について、議案第115号築上町FM放送施設条例の全部を改正する条例の制定について、議案第116号築上町椎田学習等供用施設条例の制定について、議案第117号築上町教育集会所条例の制定について、議案第118号築上町パークゴルフ場条例の制定について、議案第119号船迫窯跡公園条例の一部を改正する条例の制定について、議案第120号築上町有機液肥製造施設条例の一部を改正する条例の制定について、議案第121号築上町火葬場条例の制定について、議案第122号築上町介護予防拠点施設条例の一部を改正する条例の制定について、議案第123号築上町高齢者ボランティア育成施設条例の制定

について、議案第124号築上町高齢者・若者活性化センター条例の一部を改正する条例の制定について、議案第125号築上町ふるさと公園広場条例の一部を改正する条例の制定について、議案第126号築上町牧の原キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について、議案第127号築上町龍城院キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について、議案第128号築上町寒田生産物直売所条例の一部を改正する条例の制定について、議案第129号築上町農産物加工処理施設及び展示施設条例の一部を改正する条例の制定について、議案第130号築上町椎田駅前駐輪場等条例の一部を改正する条例の制定について、議案第131号築上町駐車場条例の一部を改正する条例の制定について、議案第132号築上町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、議案第133号築上町漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。平成18年6月15日、築上町長新川久三。

議長（田原 親君） 町長。

町長（新川 久三君） 議案第106号から議案第133号までは、指定管理者の関係の条例の整備でございます。これは、従前までは管理委託を行っておった団体に指定管理者を移行して団体をするために関係条例を整備したものでございます。

なお、この指定管理者とは、地方自治法の第244条の2項第3号の規定に基づきまして、この指定管理者の制度というのが3年前に法改正でできました。そして、移行するのが本年の9月1日までにこの指定管理者に移行すべきか、もしくは直営にするかというようなことで決定をしていかなければいけないというふうなことで、そして議案第116号から議案第133号、これは町の直営で指定管理者を導入しなくて、町の直営でやるということで条例整備をさせていただいております。

そして、議案第134号から議案第142号まで。

議長（田原 親君） 町長、4号はきてない。

町長（新川 久三君） きてない。

議長（田原 親君） 3号まで。

町長（新川 久三君） 3号までか。3号まで、あっそうか。はい、以上でございます。よろしく御審議の上、お願い申し上げます。

議長（田原 親君） これで提案理由の説明を終わります。

日程第54．議案第134号

日程第55．議案第135号

日程第56．議案第136号

日程第57．議案第137号

日程第58．議案第138号

日程第59．議案第139号

日程第60．議案第140号

日程第61．議案第141号

日程第62．議案第142号

議長（田原 親君） 　　ここでお諮りします。日程第54、議案第134号の公の施設に係る指定管理者の指定についてから、日程第62、議案第142号の公の施設に係る指定管理者の指定についてまでを一括上程したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 　　異議なしと認めます。よって、議案第134号から議案第142号まで一括上程することに決定しました。

　　日程第54、議案第134号の公の施設に係る指定管理者の指定についてから、日程第62、議案第142号の公の施設に係る指定管理者の指定についてまでを一括議題とします。

　　職員の朗読について提案理由の説明を求めます。中村課長。

総務課長（中村 信雄君） 　　議案第134号公の施設に係る指定管理者の指定について、議案第135号公の施設に係る指定管理者の指定について、議案第136号公の施設に係る指定管理者の指定について、議案第137号公の施設に係る指定管理者の指定について、議案第138号公の施設に係る指定管理者の指定について、議案第139号公の施設に係る指定管理者の指定について、議案第140号公の施設に係る指定管理者の指定について、議案第141号公の施設に係る指定管理者の指定について、議案第142号公の施設に係る指定管理者の指定について、地方自治法（昭和2年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定したいので、町議会の議決を求める。平成18年6月15日提出、築上町長新川久三。

議長（田原 親君） 　　町長。

町長（新川 久三君） 　　議案第134号から議案第142号までは、やはり前議案と同様、指定管理者関係の指定でございます。この条例は条例第2号の第1項ただし書きのところでございますが、公募を行わないことについて合理的な理由があることを適用して、特定団体に対して指定するものでございます。

　　議案第134号、135号、138号、これは農業公園、ピラ・パラダイ、文化会館、この管理については、しいだサンコー株式会社に指定をするというものでございます。

　　議案第136号は、これは築上町商工業研修センター、これは築城の商工会の事務所があるところでございますけれども、これは築城商工会の方に委託をする。それから、自治会関係への委

託は、議案第139号、議案第140号ということで、139号は学習等供用施設ということで、防衛施設庁の補助でつくった学供でございます。これと、それから町が設置した集会所の管理を自治会の方に管理委託をすると。

それから、社会福祉センターは社会福祉協議会の方に委託をする。

それから、地区集会所、議案第142号、これは部落解放同盟豊前築上地区協議会の各支部と、それから全日本同和会福岡県連合会の支部に委託をすると、このような形で指定管理者を指定するものでございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（田原 親君） 提案理由の説明を終わります。

日程第63．議案第143号

議長（田原 親君） 日程第63、議案第143号福岡県市町村災害共済基金組合を組織する市町村数の増減についてを議題とします。

職員の朗読に続いて提案理由の説明を求めます。中村課長。

総務課長（中村 信雄君） 議案第143号福岡県市町村災害共済基金組合を組織する市町村数の増減について、築上郡椎田町及び同郡築城町の廃止並びに築上郡築上町の設置、鞍手郡宮田町及び同郡若宮町の廃止並びに宮若市の設置、田川郡金田町、同郡赤池町及び同郡方城町の廃止並びに田川郡福知町の設置、甘木市、朝倉郡杷木町及び同郡朝倉町の廃止並びに朝倉市の設置、京都郡犀川町、同郡勝山町及び同郡豊津町の廃止並びに京都郡みやこ町の設置、飯塚市、嘉穂郡筑穂町、同郡穂波町、同郡庄内町及び同郡穎田町の廃止並びに飯塚市の設置、山田市、嘉穂郡稲築町、同郡碓井町及び同郡嘉穂町の廃止並びに嘉麻市の設置に伴い、市町村の合併の特例に関する法律（昭和44年法律第6号）第9条の3第1項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、福岡県市町村災害共済基金組合を組織する市町村の数が増減することについて議決を求めます。平成18年6月15日提出、築上町長新川久三。

議長（田原 親君） 町長。

町長（新川 久三君） 議案第143号は、福岡県市町村災害共済基金組合を組織する市町村数の増減についてでございますが、これにつきましては、県内で合併が進んでおります。本町もこの中の1つの団体でございますけれども、椎田、築城を廃止して築上町を設置すると、こういう議案がこの基金組合の方の組織するということで、議会の議決が必要になっております。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

日程第64．議案第144号

議長（田原 親君） 日程第64、議案第144号京築広域市町村圏事務組合の規約の変更に

ついてを議題とします。

職員の朗読に続いて提案理由の説明を求めます。中村課長。

総務課長（中村 信雄君） 議案第144号京築広域市町村圏事務組合理約の変更について、標記の規約案を別紙のとおり提出する。平成18年6月15日、築上町長新川久三。

議長（田原 親君） 町長。

町長（新川 久三君） 本議案は、京築広域市町村圏事務組合の規約の変更でございますが、これは7月1日から事務所が行橋の市役所内から豊前の市役所内へ変わった、変える形になっております。そういうことで、これは組合長の交代ということも関係ございますが、規約に事務所の位置が定められておりますので、これを変更するものでございます。よろしくお願い申し上げます。

議長（田原 親君） これで提案理由の説明を終わります。

日程第65・議案第145号

議長（田原 親君） 日程第65、議案第145号豊築地区障害程度区分認定審査会の共同設置についてを議題とします。

職員の朗読に続いて提案理由の説明を求めます。中村課長。

総務課長（中村 信雄君） 議案第145号豊築地区障害程度区分認定審査会の共同設置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第1項の規定により、別紙のとおり規約を定め、豊前市、吉富町、上毛町及び築上町において共同して豊築地区障害程度区分認定審査会を設置する。平成18年6月15日提出、築上町長新川久三。

議長（田原 親君） 町長。

町長（新川 久三君） 議案第145号は、豊築地区障害程度区分認定審査会の共同設置でございますが、これは地方自治法の第252条の7第1項の規定によりまして、規約を定めながら共同事業を行っていくということで、これは豊前市、吉富、上毛、築上ということで1市3町で共同事業をするわけでございます。このためには、議会の議決が必要だということで、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

議長（田原 親君） これで提案理由の説明を終わります。

日程第66・議案第146号

議長（田原 親君） 日程第66、議案第146号福岡県自治振興組合を組織する市町村数の増減についてを議題とします。

職員の朗読に続いて提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（中村 信雄君） 議案第146号福岡県自治振興組合を組織する市町村数の増減について、築上郡椎田町及び同郡築城町の廃止並びに築上郡築上町の設置、鞍手郡宮田町及び同郡若宮町の廃止並びに宮若市の設置、田川郡金田町、同郡赤池町及び同郡方城町の廃止並びに田川郡福知町の設置、甘木市、朝倉郡杷木町及び同郡朝倉町の廃止並びに朝倉市の設置、京都郡犀川町、同郡勝山町及び同郡豊津町の廃止並びに京都郡みやこ町の設置、飯塚市、嘉穂郡筑穂町、同郡穂波町、同郡庄内町及び同郡潁田町の廃止並びに飯塚市の設置、山田市、嘉穂郡稲築町、同郡碓井町及び同郡嘉穂町の廃止並びに嘉麻市の設置に伴い、市町村の合併の特例に関する法律（昭和44年法律第6号）第9条の3第1項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、福岡県自治振興組織を組織する市町村の数が増減することについて議決を求める。平成18年6月15日提出、築上町長新川久三。

議長（田原 親君） 町長。

町長（新川 久三君） 本議案146号でございますけれども、これも福岡県自治振興組合を組織する市町村数の増減でございますが、これも県内の合併による組織の増減でございます。これも議会の議決が要りますので、よろしく願い申し上げます。

これで提案理由の説明を終わります。

日程第67・議案第147号

議長（田原 親君） 日程第67、議案第147号福岡県自治会館管理組合を組織する町村数の減少についてを議題とします。

職員の朗読に続いて提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（中村 信雄君） 議案第147号福岡県自治会館管理組合を組織する町村の数の減少について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、平成18年9月30日限り、福岡県自治会館管理組合から八女郡上陽町を脱退させる。平成18年6月15日提出、築上町長新川久三。

議長（田原 親君） 町長。

町長（新川 久三君） 本議案も合併関係の議案でございますけれども、これは福岡県の自治会館管理組合を組織する町村数の増減でございますが、上陽町が八女市に合併をしたということで、脱退をさせるという議案でございます。よろしく願いを申し上げます。

議長（田原 親君） これで提案理由の説明を終わります。

日程第68・議案第148号

議長（田原 親君） 日程第68、議案第148号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する

地方公共団体数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題とします。

職員の朗読に続いて提案理由の説明を求めます。中村課長。

総務課長（中村 信雄君） 議案第148号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、平成18年8月1日から福岡県市町村職員退職手当組合に飯塚市、桂川町衛生施設組合を加盟させるとともに、福岡県市町村職員退職手当組合理約を別紙のとおり変更する。平成18年6月15日提出、築上町長新川久三。

議長（田原 親君） 町長。

町長（新川 久三君） 議案第148号も、これは合併関連の議案でございますけれども、これは飯塚市と周辺の合併で、一応飯塚市になりましたが、桂川町だけが合併してないということで、飯塚市と桂川町の衛生施設組合を新たに設置して、これを加入させるというふうな議案でございます。よろしくお願い申し上げます。

議長（田原 親君） これで提案理由の説明を終わります。

日程第69・議案第149号

議長（田原 親君） 日程第69、議案第149号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題とします。

職員の朗読に続いて提案理由の説明を求めます。中村課長。

総務課長（中村 信雄君） 議案第149号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、平成18年9月30日限り、福岡県市町村職員退職手当組合から八女郡上陽町を脱退させ、平成18年10月1日から福岡県市町村職員退職手当組合に八女市を加入させるとともに、福岡県市町村職員退職手当組合理約を別紙のとおり変更する。平成18年6月15日提出、築上町長新川久三。

議長（田原 親君） 町長。

町長（新川 久三君） 議案第149号も、これは福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合の規約の変更でございますが、これは前議案でもございましたが、八女市が上陽町を吸収合併いたしまして、上陽町を廃止、脱退させて、新たに八女市は新たに加入するというふうなことで、八女市の旧分が追加して加入するというような状況でございます。よろしくお願い申し上げます。

議長（田原 親君） これで提案理由の説明を終わります。

日程第70．議案第150号

議長（田原 親君） 日程第70、議案第150号築上町助役の選任についてを議題とします。

職員の朗読に続き提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（中村 信雄君） 議案第150号築上町助役の選任について、築上町助役に下記の者を選任したいので、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めます。平成18年6月15日提出、築上町長新川久三。

議長（田原 親君） 町長。

町長（新川 久三君） 議案第150号は、懸案の築上町助役の選任についてでございますが、助役の候補を前椎田町の助役、住所は築上町大字椎田1263番地の12、八野紘海氏、生年月日、昭和22年1月29日を議案として提案させていただきました。

なお、八野氏は昭和44年に松山商科大学を卒業いたしまして、3年ほど民間の方で働いて、46年から椎田町の方に奉職をいたしております。そして、11年4月1日、住民課長、それから14年4月に企画公室長ということで課長を歴任して、そして15年6月25日に旧椎田町の助役に就任をいたしました。

そして、合併のために助役の職はこれなくなりまして、合併後、築上町町長職務執行者ということで町長選が2月12日に行われましたこの間、職務執行者として業務をしていただいた方でございます。よろしくお願い申し上げまして、提案とさせていただきます。

議長（田原 親君） ただいま説明がありましたように、築上町助役の選任について議会の同意を求めますのでございます。

本案は人事案件です。会議規則第81条の規定により、起立で同意の賛否を決定したいと思います。では、議案第150号築上町助役の選任について、同意の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（田原 親君） 御苦労でございました。起立多数です。よって、本案は八野紘海氏を築上町助役に同意することに決定いたしました。御苦労でございました。

日程第71．議案第151号

議長（田原 親君） 日程第71、議案第151号築上町収入役の選任についてを議題とします。

職員の朗読に続いて提案理由の説明を求めます。中村課長。

総務課長（中村 信雄君） 議案第151号築上町収入役の選任について、築上町収入役に下記の者を選任したいので、地方自治法第162条及び168条第7項の規定により議会の同意を求めます。平成18年6月15日提出、築上町長新川久三。

議長（田原 親君） 町長。

町長（新川 久三君） 議案第151号は、築上町収入役の選任でございます。合併後、空白の状態が続いておりますが、さきの3月議会では同氏を私も提案をさせていただきましたが、自治法の改正等々でございます。平成19年からは自治法改正で収入役の設置をしなくてもいいというふうな法改正がされておるようでございますが、ぜひ決算とか、そういう形の中で収入役は私は必要だと考えております。

そしてまた、過去に椎田町の方では最終的な支出のチェック機関というふうなことで、収入役は絶対必要だと。過去に平成、これは11年ですか、収入役がこれは違法支出だというふうなことでチェックをして、支出をさせなかったという例がございます。そういう形の中で、最終的には公金を支出するためには、最終的な権威ある収入役は私は必要だと考えております。そして、法改正後にはこの問題については協議をしながら、何とか解消に向けていきたいと、このように考えている次第でございます。

この議案に提案してある岡部和徳氏は、3月にも御紹介申し上げましたが、51年に熊本商科大学を卒業いたしまして、自営業、岡部呉服店を経営しておりました。そして、椎田町の商工会の理事を15年間、それから総務省行政相談員、これを5年間、名店シール会会長、それから商工会副会長ということを経任して、非常に事務的には係数に明るい方でございます。そして、15年の6月25日から合併まで椎田町の収入役を務めておった方でございます。

ぜひ議員の皆さん方は在任期間特例という形で来年の7月まででございます。この岡部和徳氏、収入役についても、そういういろんな形から見ても、私は収入役の必要性というものをかんがみて提案をさせていただいておるところでございます。よろしくお願い申し上げます。

議長（田原 親君） ただいま説明がありましたように、築上町収入役の選任について議会の同意を求めるものでございます。

本案は人事案件です。会議規則第81条の規定により、起立で同意の賛否を決定したいと思います。では、議案第151号の築上町収入役の選任について、同意の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（田原 親君） 御苦労でございました。起立多数です。よって、本案は岡部和徳氏を築上町収入役に同意することに決定いたしました。大変御苦労でございました。

ここで議案に対する資料要求があれば、お受けします。資料要求ございませんか。（「議長、ちょっと待った」と呼ぶ者あり）はい。

議員（7番 吉元 一也君） この資料要求のことでちょっと確認したいことがありますので、いいですか。

議長（田原 親君） はい、どうぞ。

議員（7番 吉元 一也君） この議案の資料要求の意識と資料提出の意識の確認でございます。これは前築城町、去年の12月議会で条例の一部改正、町長の給与の減給等についての議案の提出がなされました。この議案は、当時の総務委員会に付託され、総務委員会がその中で国際交流の研修についてのアンケートを資料調査のために請求いたしました。

そのときに、議会を議長を通して資料請求をしてくれということで、議長を通して資料請求したにもかかわらず、今度は議会の議決が必要だということで、議会に1回諮ったわけです。議会の議決で賛成多数で可決いたしました。にもかかわらず、その国際交流のアンケートは提出を拒否されたわけです。そのために、付託された総務委員会は審議ができなくて、12月議会は御存じのとおり流会になりました。

私がここで確認したいのは、資料請求をするものと資料を提出するものの意識の確認ですよ。だから、あのときは総務委員会はその資料がなければ、その町長の減給、減額等に対して適切な判断が、審議ができないということで資料提出を要求したにもかかわらず、執行部側はそれを拒否を、あくまで拒否をして流会に、審議できないで流会になったわけです。

今回築上町議会において、前回こういうことは確認するべきだったと思いますけど、資料を要求すれば、その資料に対して執行部側は資料を提出するのかどうか。また、旧築城町みたいに、それは何らかの形で資料を提出できないと。議会の議決をしたにもかかわらず、提出をしなかったということは、これは問題だと思います。そのことについてどういう考えなのか、提出、資料の要求があれば提出するのかどうか、御確認いたします。

議長（田原 親君） 町長。

町長（新川 久三君） 資料提出ということで、基本的には個人のプライバシー、これにかかわるもの、それから今までの私は椎田町の中では、そういう個人のプライバシーと、それから本当に機密事項という形になれば、町が特許を申請してあるという、そういうふうな秘密事項以外は、私は何でも公開しますというふうなことで、議会だけでなく、情報公開条例、こういう形のものでもすべて公開をしていくという基本的な立場に立って。

だから、議員の皆さんは何が見たいという形になれば、個人のプライバシー、多分それだけではないかなと思いますので、すべて私は資料は提出をいたします。

しかし、莫大な資料になれば時間もかかるものもございまして、今すぐにといかない場合もございましてけれども、2、3ページの資料であれば、早急にすぐに、議会の今要求があれば委員会までにとか、そういう形で提出はいたすところでございます。

議長（田原 親君） 吉元議員。

議員（7番 吉元 一也君） ということは、プライバシーの侵害をしないと、個人的なその中に謁見行為でなければ、資料は提出するってということですね。それを確認、それでいい、そう判

断していいですね。

議長（田原 親君） いいね。

町長（新川 久三君） はい。

議長（田原 親君） 吉元議員。

議員（27番 吉元 成一君） これは議長にお願いです。閉会する前に。というのは、今の人事案件で非常に賛成多数か少数かについては、拮抗した状態やったと思いますんで、今後そういった場合については、確認のために賛成何人という報告を採決の場合していただきたいと思えます。

議長（田原 親君） はい、わかりました。

ほかに資料要求。はい、工藤議員。

議員（2番 工藤 久司君） 総合策定委員さんのメンバーですかね、メンバーと、あと巡回バスの件が上がってましたので、町内巡回バスの委託料ですね。どの程度巡回の範囲、計画がわかれば資料を請求、お願いします。

議長（田原 親君） 町長。

町長（新川 久三君） まだ任命しておりませんので、任命はまだしておりません。一応発会式が7月6日ということで、今打診をしておるところでございます、そういうことで、それができたら一応皆さんには差し上げたい。

それから、巡回バスの一応コースというものは、これは当然資料として出します。

議長（田原 親君） ほかにございませんか。

議員（27番 吉元 成一君） 議長、またあれですけど、築上町議会になりましたら、築上町議会のルールが必要でしょうけれども、築城と椎田の場合はちょっとルールが違ったみたいで、基本的に本会議ですよ、きょう。本会議においては、議案に提案されたことをルールにのっとって審議していくと。スムーズに議会を運営委員長としてスムーズに進めるために、資料請求については本会議終了後に議会事務局を通して請求をするということはどうでしょうかね。この場で10人が10人、20人が20人全部がどんどん請求する、そういう議会として形としては、そっちの方が整理がつくんじゃなからうかと思えますんで、今後そういう検討も全協等でしていただきたいと思えます。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（田原 親君） そういうふうに、いいですか。

議員（27番 吉元 成一君） 本会議で出すような問題じゃない。

議長（田原 親君） 資料要求っちゃやっぱり必要じゃろうと思うんやけどね。そりゃ、一般質問（「資料が欲しいときは事務局を通して」と呼ぶ者あり）まあそりゃ、いやそれは一般のときに議長室でお話ししたように、もう少し議員として勉強して。（「ちょっといいですか」と呼

ぶ者あり)はい。

町長(新川 久三君) 資料が欲しいという方は、本会議で要求しなくても担当課の方に行けばこれは出させますんで、ぜひそういうふうな要望しないで、どんな資料が見たい、欲しいということを申しとくれれば、それは必ず出します。(発言する者あり)

議長(田原 親君) 吉元議員。

議員(28番 吉元 實君) 今資料要求のことで話が出ていますが、資料というのは議員ですから、要求したら当然出すのが説明責任。今よく言われているように、職員は説明責任という責務があるんですね。執行部側が。だから、そういう意味において当然資料要求があったらきちんと出すというのが、これが事務局の本会議はそういう()。

町長(新川 久三君) 出します。

議長(田原 親君) ()はそれは今言う、さっき言うたように、はい。

議員(23番 中島 英夫君) 資料要求は今議長が言うたように、そのとおりと思うんです。ただ、いつも議員の名前を言ったら悪いから言いませんけど、大体町長知っとると思うけど、第三セクターの関係について法的にどうだ、こうだとかいうことをいつも言ってるの見苦しいんですよ。ですから、私は今言うた、総務委員長が言うたように、議長の方に大体そういうどの議員もそういうような考え方と思うんですよ。

だから、できるだけ法律論は別にして、議会運営規則のいろいろあるでしょうけれども、とにかくできたら議員の要求にこたえるように努力してもらいたいと思うんですよ。おれが言うたら、A議員が言うたら出さん、B議員が言うたら出すっちゃうようなこっちゃおかしいんで、(「そんなことはない」と呼ぶ者あり)あくまでもちゃんと公平に。(発言する者あり)

議長(田原 親君) そんなことはないけどね。

議員(23番 中島 英夫君) そりゃ議長のところでちゃんとね、届出した方がいいと思う。

議長(田原 親君) 先ほど町長が言うたように、プライバシーにかかる問題とか、いろいろなものがあつたときは、それは拒否しますよということじゃから、やっぱり(発言する者あり)いや、おれは資料要求は必要と思います。それによってやっぱり一般質問の内容とか、いろんなものがありますからですね、じゃあそういうことで、議長を通じてさせていただきます。(「じゃあ議長、決まったわけですか」と呼ぶ者あり)いやいや、そうしてございって言う。(「それはまだ今からでしょう。きょうは()までは今までどおりのやり方でしょ、()は」と呼ぶ者あり)

そりゃいい、どっちでもいい。(発言する者あり)あと全員協議会がありますんで、そのときに十分に審議して決定させていただきます。いいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)(「ということは、今資料要求は()にむけてないということですね」と呼ぶ者あり)いや、そんなこ

とはない。まだ全員協議会が残っちゃう。協議の中で協議して、そこで決定したらいいじゃない。（「だから、議長に請求せんでくれっていう、そのことで異議がないって決まってないじゃない」と呼ぶ者あり）（「だから今までどおりで（ ）」と呼ぶ者あり）えっ。（「請求をまだ資料要求したかったけど、今おかしなことになって、ごちゃごちゃなってるけど、議長」と呼ぶ者あり）吉元議員。（「ルールは手を挙げて、議長が（ ）」と呼ぶ者あり）

議員（27番 吉元 成一君） 今本会議で資料請求するような場面をつくっていくようですが、それについては議長を通して本会議終了後でも、というのは町長受けると言いましたので、皆さんそれでどうですかと、こうなったわけですから、そのことに関して中島議員もそれならいいだろうと、皆もそれで異議なしとの意見が出たわけですから、もう資料は請求をきょう言わなければ受け付けないことにならないんですから、それでいいじゃないですか。

議長（田原 親君） 岡田議員。

議員（24番 岡田 信英君） 基本的には（ ）議長もいつも議長がおるわけじゃないし、おらんときもある。おたくは（ ）がおらんときね、（ ）緊急な資料請求したときにはどこに（ ）ですか。（「議長がおらんじゃ副議長にお願いすりゃ。副議長がおらんなら、年長者が代理や」と呼ぶ者あり）

議長（田原 親君） 何ち。もうきょうはこれであれ、終わりますけども、後は全員協議会で十分審議して、そういう問題は全員協議会で審議していただきます。いいでしょうか。それでいいね。（発言する者あり）もうそれでいかにゃ、これはらちがあかんわ。これで資料要求を終わります。

なお、一般質問の締め切りは、本日の午後3時までとします。

・

議長（田原 親君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。これで散会します。

午前11時50分散会